

# 武蔵野税理士政治連盟規約



# 武蔵野税理士政治連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本連盟は、武蔵野税理士政治連盟（「武蔵野税政連」と略称する。）と称する。

(本部)

**第2条** 本連盟の本部は東京都武蔵野市に置く。

(目的)

**第3条** 本連盟は、税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

**第4条** 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 納税者の権益を擁護増進する税理士制度のための諸施策
2. 納税者の実態に即した租税制度のための政治活動
3. 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動
4. 納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
5. 住民本位の地方行政を実現するための活動
6. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
7. 会員及び賛助会員に対する情報の提供
8. 東京税理士政治連盟に加入し、同連盟との連絡並びに連携の強化
9. 税理士による国会議員等後援会との連絡並びに連携の強化
10. 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(組織)

**第5条** 本連盟の組織は次のとおりとする。

1. 本連盟は次に掲げる税理士会員を会員（以下、「会員」という。）として組織する。
  - イ 東京税理士会武蔵野支部の区域内に事務所を有する開業税理士
  - ロ 東京税理士会武蔵野支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執務する社員税理士
  - ハ 東京税理士会武蔵野支部の区域内に事務所所在地のある税理士事務所及び税理士

法人に所属する税理士

2. 前号の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員とならないものとする。この場合本連盟は、当該税理士会員に対しその意思を確認するため、一定の様式により届出をすることを求めることができる。
3. 本連盟の区域内に住所を有する税理士（前号の対象となる者を除く。）、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員（以下、「賛助会員」という。）となることができる。
4. 本連盟は区域内に支部を設けることができる。

## 第2章 役員及び執行機関

### 第1節 役員

（役員）

**第6条** 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名以内、幹事長1名、副幹事長6名、幹事若干名、会計監事2名。

2 役員は、会員のうちから総会において選任する。

（会長）

**第7条** 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

（副会長）

**第8条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（幹事長）

**第9条** 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

2 幹事長は、その職務に属する事項で重要と認めるものについては、会長に裁断を求めなければならない。

（副幹事長）

**第10条** 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のときはその職務を行う。

(幹事)

**第 11 条** 幹事は第 16 条の委員会に所属し、会務を司る。

(会計監事)

**第 12 条** 会計監事は、経理を監査し、決算の審理に当たる。

- 2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は本連盟の使用人となることができない。
- 3 会計監事は、本連盟の会務執行に関する会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(顧問及び相談役)

**第 13 条** 会長は、本連盟の運営に功績顕著な会員を、幹事会の承認を得て、顧問又は相談役とすることができる。

## 第 2 節 執行機関

(常任幹事会)

**第 14 条** 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって組織し、会長又は会長の指名する構成員が議長となる。

- 2 常任幹事会は、会長が招集する。
- 3 常任幹事会は、会務執行に属する主要事項につき審議する。

(幹事会)

**第 15 条** 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、会長又は会長の指名する構成員が議長となる。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会務執行に関する議決機関とし、本連盟の運営及び事業活動に関する主要事項を審議決定する。

(委員会)

**第 16 条** 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため、次の委員会を置く。

1. 政策委員会
2. 財務委員会
3. 組織委員会
4. 国対委員会
5. 選対委員会
6. 広報委員会

(委員会の職務)

**第 17 条** 各委員会はそれぞれ次の職務を行う。

1. 政策委員会は、本連盟の基本政策を企画立案する。
2. 財務委員会は、本連盟の財政の強化と健全な運営を図るための諸施策を執行する。
3. 組織委員会は、本連盟の組織活動を統一かつ強化するための諸施策並びに税理士による国会議員等後援会との連携のための具体策を執行する。
4. 国対委員会は、本連盟の事業の遂行に必要な議会对策等の活動の具体策を執行する。
5. 選対委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案する。
6. 広報委員会は、本連盟の目的達成のための情報の収集及び機関紙の発行とその他の広報活動を行う。

(委員会の組織)

**第 18 条** 各委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名及び委員若干名をもって組織し、委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから、委員は会員のうちから常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

**第 19 条** 委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長の指名する副委員長が議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(役員及び委員の任期)

**第 20 条** 役員及び委員の任期は、選任後第 2 回目の定期総会終了の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠選任による役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員による役員及び委員の任期は、現任者の残任期間と同一とする。

(任期満了後の役員等の職務)

**第 21 条** 任期が満了した役員又は委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(事務局)

**第 22 条** 本連盟の事務局は東京都武蔵野市に置く。

### 第3章 議決機関

(総会)

**第23条** 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回6月末日までに会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 賛助会員は、総会に出席して発言することができる。
- 5 会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は1月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

**第24条** 総会は、本連盟の最高決議機関とし、会員をもって構成する。

(総会の議事)

**第25条** 総会の議長は、その総会において選任する。

- 2 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 その他総会の議事及び運営については別に定める。

(総会の議決事項)

**第26条** 総会は次に掲げる事項を決定する。

1. 役員を選任
2. 運動方針の採択
3. 規約の改正
4. 予算及び決算の承認
5. その他会務に関する重要事項

### 第4章 会計

(経費)

**第27条** 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

**第28条** 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度開始後4月以内にその全額を本連盟に納入しなければならない。

1. 会員の会費                      年額 10,000円

2. 賛助会員の会費 年額 5,000 円
- 2 年度の中途で入会する会員及び賛助会員は、入会と同時に会費を本連盟に納入するものとする。

(事業年度中途の入会者又は退会者の特例)

**第 29 条** 事業年度の中途において入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数(入会した月が 1 月に満たないときは切り捨て、退会した月が 1 月に満たないときは 1 月に切り上げる。)を乗じて 12 で除した金額を負担する。

(寄付金)

**第 30 条** 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人及び団体から寄付金を受けることができる。

(事業及び会計年度)

**第 31 条** 本連盟の事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 雑則

(規約の改正)

**第 32 条** 本規約の改正は、総会の議を経て行うものとする。

(法令の遵守)

**第 33 条** 本連盟の事業遂行に当たっては、公職選挙法及び政治資金規正法の法令を遵守するものとする。

(この規約の疑義の決定)

**第 34 条** この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。

## 附 則

- 1 この規約の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 号の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規約の改正は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

**附 則**

この規約の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規約の改正は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。